

一三世紀後半シチリア王国の港湾行政と Magister Portulanus

—シャルル・ダンジューの港湾管理—

高橋謙公

序論

いわゆる「文明の十字路」と呼ばれる中世シチリア王国は、地中海の中心に位置することで、地中海世界に住む多くの人々の往来をみた。東西にまたがる地中海航路は、シチリアを中継地としながら、海に隔たれた地にヒト・モノ・情報を運ぶ。その際に地中海各地に置かれた港湾施設を結ぶ形で、その海上交通は発展してきた。⁽¹⁾

加えて、中世における港の役割は、単に航路を結ぶだけではない。中世王権の重要な財源かつ外交手段でもあつた⁽²⁾。中世シチリア王国の港湾施設は、地中海航路の要所であつたために関税収入として莫大な収益をもたらした。⁽³⁾ま

た地中海交易が軌道に乗った一二世紀において、シチリア王国で収穫される穀物の豊穰さも手伝い、多くの商人がシチリア王国との特権的な外交関係を求めたことによつて、それがそのまま外交上の武器となつた。⁽⁴⁾港湾行政は、そのような財政・外交上の要であり、やはりシチリア王権の重要課題であったと言えよう。それ故に、王権がその課題に取り組む姿勢を分析することは、地中海世界とシチリア王国との関係を知る一助となり、延いては今日の地中海交流史の研究に一石を投じることが期待される。

一三世紀の港湾行政史に関する研究状況

王国において港湾行政を担つた役所マギスティル・ポルト

ウラナートウス (Magister Portulanatus) は一二三九年

に設立された。そこに従事した役人マギスティル・ポルトゥラーヌス (*Magister Portulanus* 以下 M.Po. と表記) は、中世に設立されて以来、一九世紀まで存続したことから同役人の重要性が指摘されてきた。⁽⁵⁾ しかし一二世紀後半の M.Po. 研究は古い研究に依拠したまま進展を見ていない。そこには一二世紀のシチリア王国行政史を巡る問題がある。

一二世紀後半にシチリア王国を治め、地中海世界に大きな影響を与えたシャルル・ダンジュー治世の港湾行政研究は、行政史研究全体に関わる二つの議論に影響を受けている。一方では、シャルル治下の古典的なシチリア王国行政研究として、シュタウフェン朝期に築かれた行政制度の崩壊期として紹介される。⁽⁷⁾ その他方で、アンジュー朝の再評価を唱える修正主義的研究では、シュタウフェン朝期から大きな変化はなく継承されてきたことが強調され、説明される。⁽⁸⁾ これら二つの潮流が議論の中心に置かれたのは、共通して、シチリアの晩禱事件の原因を求める伝統的な議論を中心に展開してきた背景にある。

港湾行政研究は、こうした伝統的な議論を土台とし、とりわけ修正主義的研究を軸に展開してきた。そのためには、シュタウフェン朝との連続性が強調され、シャルル治下の港湾行政に生じた諸変化を見逃してきた。しばしば注目さ

れるとすれば、一二七八年にみる変化だけと言える。⁽¹⁰⁾ こうした研究の遅れは、シャルル治下において M.Po. に関する明確な職務規定がないことに起因する。港湾行政に関する体系的な職務規定を記した史料は、M.Po. が設立されるごとに、一二三九年の規定以降、シチリア島では一二三一八年一月二八日に発布された “*Carta officii mag. portulanatus regie*”⁽¹¹⁾ まで見られない。したがって、一二世紀後半の職務や機能は行政史料上発給された個別事例から分析しなければならないが、それも現状行われていない。

近年、地中海世界の相互交流史が注目される中で、航路と港の問題が注目され、それを機にシチリア王国各地の港湾が注目されるようになると、これらの港と地中海世界との関係が問い合わせられてきた。⁽¹²⁾ 加えて一〇〇八年に、晩禱事件と距離を置きながら、主にシャルル治世の東地中海世界との政治外交と行政を詳述したボルゲーゼによって、晩禱事件の原因探究としての行政研究とは異なる視野が提供された。これらは、本稿が従来の研究動向を相対化する視野を得ると同時に、より詳細な行政研究を行う指標となつた。⁽¹³⁾

以上を踏まえ、本稿は、シュタウフェン朝から継承しあまり変化が見られないとされたアンジュー朝の港湾行政について、アンジュー朝の行政史料『アンジュー朝

文書局発給史料田鑑 (*I Registri della Cancelleria Angioina*)⁽¹⁴⁾ に残された史料から、各地の M.Po. に関する文書を個々分析する、(15) シャルル治下の当該役職の特徴を明らかにして、アンジュー朝シチリア王国の港湾行政研究の基礎とした。

一章 港湾行政の整備と財務行政

マギスティル・ポルトウラーヌスの成立と職務

はじめに、中世シチリア王国の港湾行政について、その職務・機能を明らかにする、(16) そしてそれが研究上、財務行政の一環として認識されてきたこと、加えてそれ故に、成立からシャルル治世期にかけて、研究上の混乱をもたらしたことについて説明しなければならない。

中世シチリア王国において、いわゆる関税徴収はノルマン支配期から行われており、その徵稅管理を担つたのがポルトウラーヌス (Portulanus) であった。港 (portus) を管理する職務は、一一一四年の王ロゲリウス二世治下の行政文書に確認され、(17) そこで港での徵稅が行っていたことは明らかとなっている。一一〇〇年代に創設された行政組織ディーウーン・アツタフキーク・アルマームール (ラテン語: Dohane de Secretis; 以下「ダウアーナ・デ・セクレ

ティースと表記) を通して、各港にポルトウラーヌスが配置された。ポルトウラーヌスは、海路を通る商品に課税し、その徵收額を上位機関であるドゥアーナ・デ・セクレティースの長官に報告することを職務の一つとしていた。⁽¹⁸⁾

こうした港湾行政は、一二三九年に皇帝フレデリクス二世治下で発布された『王國における食料輸出に関する新たな規定 (Ordinatio novorum portuum per regnum ad extrahenda victualia)』をもって改革される。

この規定発布とともに、中世シチリア王国にマギスティル・ポルトウラーヌスと称される港湾行政局が設立されると共に、港湾行政官であるマギスティル・ポルトウラーヌスという王の役人が誕生した。

アルバネーゼに従えば、ノルマン支配期以来、ポルトウラーヌスは、ドゥアーナ・デ・セクレティースを上位機関に据え、各港の管理を行つていたとされている。先の規定によつて M.Po. が各港のポルトウラーヌスを任命する、(19) になり、港湾での徵稅は M.Po. によって管理されるようになった。そして地方財政業務を概観すると、王国世襲地や封土等の管理あるいは諸間接稅の管理は、マギスティル・プロクラテイオ (Magister Procuratio) に従事するマギスティル・プロクラーメル (Magister Procurator) が担うようになつた。そして地方財政の收支を管理する役職である

セクレトゥス (*Secretus*) が、セクレティア (*Secretia*)⁽²¹⁾ と呼ばれる行政管区に基づき各地の徵税を取りまとめるようになつた。⁽²²⁾ そして各地方で財政業務に携わる役所が、中央で王国の財政収支を記録するマギスティル・ラティオナーリス (*Magister Rationalis*)⁽²³⁾ に報告することとなつていた。

シャルル治下において、これら財政業務に携わる役人のうち、セクレトゥスと M.Po. が、その職務・機能の類似性のためにしばしば研究上の混乱を見せた。⁽²⁴⁾ 次にその背景を、成立期に見る財務行政と港湾行政の関係から説明していく。

王国財務行政におけるアマルフィと役人人事

混乱の原因は、職務の類似性以上に役人人事から説明することができる。その根底にあるのは、シチリア王国の財務行政及び港湾行政において、アマルフィ近郊のコムーネにいた有力家系が王国行政と密接に結びついたこと、そしてセクレトゥスと M.Po. が一人の人物に兼任されるようになったことである。

一二世紀中ごろまでに、多くのアマルフィ人 (*Amarfittani*)⁽²⁵⁾ が地中海世界の東西各地に拡散した。フレデリクス二世期にアマルフィを離れた人物の一人に、アンゲルス・デ・マ

ツラがいる。マツラの家系は、一一一〇年代にアマルフィ、ラヴェッロを離れ、ブーリアのバルレッタにあつた財務局 (*ufficio fiscale di Barletta*) の監督を命じられた。一一一四年にアンヘルスは、テツラ・ディ・ラボーロのマギスティル・プロクラートルに任命され、王の寵愛のもと、王国の財務行政に深くかかわるようになつた。その後、彼は皇帝の金庫番であるカメラリウス・エンペラトーリス (*Camerarius Emperatoris*) にまで任命されている。⁽²⁶⁾

ハのマツラ家と深い関係にあつたのが同郷のニコラウス・デ・ルフローである。ニコラウスは先のアンヘルスの妹、シジルガイダとの婚姻関係から、マツラ家同様に、王国の財務行政を担つたこととなつた。そして王国内における財政に関する諸官職、セクレトゥスやマギスティル・ラティオナーリス、マギスティル・プロクラートル、M.Po. からゼッカリウス (*Zeccaarius: 造幣官*)⁽²⁷⁾ に至るまで、ハの両家が大きな勢力となつて関わつた。

そしてシチリア王位を称したマンフレードウス治下で、一人の人物が複数の肩書を有するケースが生じた。リゾー・デ・マツラは、王マンフレードウスの命で、一一六年八月二十五日にシチリア島におけるセクレティアとマギスティル・ポルトウラナートウスの管理を命じられた。⁽²⁸⁾ これは財務行政を取り仕切つたセクレトゥスと港湾行政を取り

仕切るM.Po.が兼任されることを意味した。その結果、セクレトゥスの肩書を持つ者が港湾行政に携わるケースが生じることとなつた。この兼任体制のために、研究上両役所の機能が混同され、財務行政と港湾行政の明確な区別が設定されなかつたのである。

以上、シチリア王国における港湾行政の成立期を概観した。ここで言及した役人の兼任体制のために、M.Po.成立期からセクレトゥスとM.Po.が王国行政上、同一人物の職務として史料に残されてきた。その結果、後の歴史家は、財務行政機構の一分野として港湾行政を認識するに至つた。

この認識はシャルル治下では港湾行政の一面しか捉えない。既述したように、アンジュー朝行政研究の修正主義的見解に沿つて、この認識がシャルル治世にも引き継がれた。そしてアンジュー朝期の港湾行政は、マンフレード・ス治世を踏襲し、目立つ変化のない時期であるとされた。

しかしシャルル治下の港湾行政は、こうした静的な様相を保つてはいられなかつた。なぜならば一三世紀後半の地中海世界において大きな影響力を持つたシチリア王は、地中海各地と関わる多くの機会を持ち、それに応じた措置を講じなければならなかつたからである。

二章 シャルル治下の港湾行政改革

際立つ変化がないと思われたシャルル治下の港湾行政だが、RCAを精査すると、シャルル治下では、コッラオの指摘する一二七八年のほかに、二つの転換点を見出すことができる。加えて従来言及されてきた一二七八年の変化は、テクストの分析から修正を要することが明らかとなつた。本章では、はじめにシャルル治下の港湾行政に関連する政治・外交を確認する。続いて史料から作成した表をもとに「人事」「管轄」について言及し、それらのテクストから「職務」について明らかにすることで、その三つの転換点について説明及び修正を施し、港湾行政を明らかにしていく。

シャルルの地中海政策

シャルルは、しばしば「野心家」と評されるように、地中海世界に広く関心を抱いた王として知られている。⁽²⁹⁾ 中世シチリア王国における港湾政策を明らかにする上で、同王による地中海への関心を明らかにすることは、その理解の一助となろう。しかし紙幅の都合上、詳細な言及は控えるべきであると思われる。したがつてここではシャルルの港

湾行政に關係する政治外交を記述するに留める。

シャルル治下において、港湾行政改革の契機となつたのが、一二七二年から始まるジェノヴァとの戦争である。この戦争は、ジェノヴァのシチリア近海における海賊行為を助長し、シャルルに港湾防衛のための措置を必要とさせた。そして一二七四年に一度休戦協定の破局を経て、最終的にインノケンティウス五世の仲介をもつて一二七六年に終戦した。⁽³¹⁾

ジェノヴァとの戦争が展開する一方で、シャルルは東地中海へと関心を示した。一二六七年に息子フィリップスの婚姻を通じてアカイア公国の継承権を獲得し（ヴィテルボ協定）、次いで一二六九年から七〇年にかけて、婚姻政策でハンガリー王国との同盟関係を築いた。さらにシャルルはエピロス公国ミカエル二世アンゲロスの死後、ドラツツオを獲得したことで、バルカン半島における政治的中心的な歯車の一つとなる。そうして彼は一二七二年アルバニアの王を自称するに至った。⁽³²⁾

そのバルカン半島では絶えずビザンツとの戦いが繰り広げられ、それがビザンツへの戦費支出と敵意を増大させた。一二七四年の第二リヨン公会議以後、シャルルは教皇にビザンツへの不干涉を誓う。しかしそれに乗じたパレオロゴス朝ビザンツ皇帝ミカエル八世がバルカン半島における

シャルルの土地、ドゥラツツオ、ベラトなどのアルバニア南部を次々と包囲したことで、両者の紛争が激化する。⁽³³⁾それでもシャルルは一二七八年に自らアカイア公国の君主を継承し、さらにアドリア海の玄関となるコルフ島を掌握することで、アドリア海における影響力を行使し続けた。⁽³⁴⁾そうした過程を経て、シャルルは一二七〇年代後半にビザンツ遠征を画策し、その機会をうかがっていた。さらに一二七七年、聖地国家においてシャルルは婚姻関係を通じてイエルサレム王位を獲得したことで、地中海世界において数多くの重要な肩書を負った。

しかし周知のごとく、イエルサレム王位獲得後まもなく、各地の暴動に見舞われ、一二八一年には晩禱事件を機にシチリア島を失う。その三年後、シャルルは命を落とした。地中海の十字路、その要であつたシチリア島は以後アラゴン連合王国の支配下に置かれた。そしてナポリを中心とするシチリア王国とシチリア島部のシチリア王国が併存し、一二〇〇年に及ぶ戦争を繰り広げることとなる。⁽³⁵⁾

表一 各セクレティアにおけるセクレトゥス一覧

西暦(Sept.1.a.u.)	Indictio	Principatus(?)	Tenuis labors(?)	Aputius(Ab.)	Apulia(AP)	Catania(C)	Isola Sicilia(S)
1266	1267	10		Nicholaus Freccia de Ravello	Bartholomeo Scorbaiocco		
1267	1268	11		不明	Guillelmo de Logotheta, Riccardi Game de	Calabrie	不明
1268	1269	12		Mattheus Rufilo de Ravello	Guillelmo de Logotheta	不明	
1269	1270	13		Nicholaus Accozaioco	Guillelmo de Logotheta		
1270	1271	14		Mattheus Rufilo de Ravello	不明	Petrus Autorio(feb.secretus)⇒Mattheus Rufilo	
1271	1272	15	Sergius Pintus	Nicholaus Freccia de Ravello	Thomasisiudicis Ricardi de Amalfia	Mattheus Rufilo de Ravello	
1272	1273	1	Pandonus de Afficto/Rogerio Trara de Scala	Constantio de Afficto/Constantinus Toczi	Bartolomeo Accozaioco/Rogerius Trara de Scala	Iohannimum de Bello de Messina	
1273	1274	2		Nicholaus Accozaioco	Baltholomeus Accozaioco/Rogerius Trara de Scala	Jacobus Rufilo de Ravello	
1274	1275	3	Leo Accozaioco	Rogerius Trara de Scala	Constantio de Afficto	Mattheus Rufilo de Ravello	
1275	1276	4	Pandonus de Afficto de Scala/(Rogerius Trara de Scala)	Thomasisus Caccioli de Scala	Iacobo Rufilo de Ravello(-sept)/Nicholaus Trara de Scala/Mattheus Rufilo	Nicholaus Trara de Scala/Mattheus Rufilo	
1276	1277	5			Matteus Rufilo de Ravello/Iohannes de Ravello		
1277	1278	6	Thomasisus Iudicis Ricardi de Amalfia/Stephanus de Ricardi de Amalfia	Ursonis Rufilo de Ravello/Jacobus de Ravello	Lentino		
1278	1279	7			Laurentio Rufilo de Ravello		
1279	1280	8	Angelus de Vito		Leoni de Pando		
1280	1281	9					
1281	1282	10	不明				
1282	1283	11		Johannes Musettula			

表二 各地のマギスティル・ポルトウラーヌヌース一覧

西暦(Sept.1.a.u.)	Indictio	Principato	Tenuis laboro	Abuzzo	Puglia	Calabria	Isla di Sicilia
1266	1267	10					
1267	1268	11					
1268	1269	12					
1269	1270	13					
1270	1271	14					
1271	1272	15	Senugius Pintus	Nicholaus Freccia de Ravello	Thomasisus Iudicis Ricardi de Amalfia	Angelus de Vito/Madius Rubeo de Neapolii	

1272	1273	1	Thomasius iudicis Ricardi de Arnalffia/Bartholomeo Acconzaiocus de Carofili de Baro/Frederici Trare de Scala et Rogerio Romualditi de Baro(qgMPt)	Mattheus Rufilo de Ravello(iud. Iohannis de Ravello/Johannes Curialis de Salerno/Leo de Pando de Scala/Mattheus de Protoiudice de Amalfia/Nicolaus Turonis de Nuceria
1273	1274	2	Radius Rubeo di Neapolis/Serugius Pintus(MPr et Pr)/Ursu Rufulo/Leonis Castaldi(qgMPt) Neapoli /Petrus Capuani de Amaria	Albamala(qgMPt)/Iohannis Carboni de Fiscaria cum Bernardo de Ravello/(Iacobus Rufulo)/Fredericus Trare de Scala
1274	1275	3	Rogerius Scavo	Ursu Rufulo de Ravello/Nicolaus Freccze de Ravello 不明
1275	1276	4	Iohannuicio de Pando	Ursu Rufulo de Ravello/Nicolaus Freccze de Ravello
1276	1277	5	Iohannuicio de Pando/(Ursu Rufulo) s Cortici de Baro	Ursu Rufilo/Sergius Pintus/Nicholaus Freccza
1277	1278	6	Nicolaus Cortici de Baro/Sergius Pintus/Nicholaus Freccza	Iohannes Signofius de Neapolii (MPr,Po1277)/Angelus Sarella de Ravello (MPz,Po1277)
			Pandonus de Afflito	Paulus de Botonto
1278	1279	7	Iohannis Singinolfo de Neapolii/Angelus Sannelle/Thomasius de Vincentio(MPr, Po de Apulia)	Iohannes de Lentino/ Matheus Rufulo/Petro de Semine(MPr, Po)/Costantino Cacciolo(MPr, Po) 不明
1279	1280	8		Paeskarolus de Trano/Riccardus de Falcone de Vigilis 不明
1280	1281	9	Visancio de Vigilius	Gualterius de Melicta
1281	1282	10	Nicolaus Castaldo/Mauro Pirono	Iacobo Rufulo/Iacobo Pirono?
1282	1283	11		不明 不在?
1283	1284	12		Romeo Sa Portella/Lapo Chiandone 戰争による混乱

人事と管轄

シチリア王国の港湾行政は、こうした地中海の政治動向に左右されながら、動的な変化を見せた。このではRCAから作成した表をもとに議論を進める。表一はセクレトウスに関して、表二はM.Po.について、誰が、いつ、どこを管轄したかを抽出したものである。

まず第一にシュタウフェン朝からの継承という観点から言えば、表の多くにラヴェッロ、スカーラといったアマルフィ近郊のコムーネ出身者が目立つ。特にラヴェッロのルフロ一家は、先のニコラウスの子ウルソとマテウスが、ともにセクレトウスあるいはM.Po.に着任し、さらにウルソの子ヤコブスもまた同様であった。

そして注目すべきは一二六五年のマンフレードウスの証書にみた兼任体制である。インディクトイオーフィー15年（以下、表での表記に合わせInd.nと表記）までは、シチリア島を除く地域で、この兼任がみられる。それは、王が彼らに対し書簡を送る際、例えば以下のように記される宛名、「王シャルル（etc）」、ブーリアのセクレトウスとマギステル・ポルトウラースであるニコラウス・フレツツア・デ・ラヴェッロに宛てて」と記載されることから見受けられる。³⁷⁾しかし一二七一年Ind.1年に、その兼任体制が変化する。

表一のInd.1年では、従来同様主にアマルフィ人がM.Po.

として名を連ねているが、各地に複数名のM.Po.が任命されている⁽³⁸⁾。さらに表一と比べれば明らかのように、彼らは、一部を除き、セクレトウスと兼任されない。加えてM.Po.の数名が、そのマギステル・ポルトウラナートウスの運営を任せられている⁽³⁹⁾。一二七一年九月前後に人事上の変化があり、Ind.1年の初めに改革が行われたことを示唆している。

その改革は、まさにジェノヴァとの戦争の開始時期に重なり、シャルルはこの時期に、より確実な港湾行政の整備が迫られていたことが窺われる。それはシチリアの港湾及び近海をめぐる激しい攻防からも説明できる。シャルルは戦争が始まると、シチリア島内のジェノヴァ人を追放し、かつジエノヴァ船籍の寄港を禁止した。ジェノヴァはそれを受け、シチリア島の対岸、マグリブのチュニス及びビジヤーヤを手中にしていたハフス朝と「航行における安全協定」⁽⁴⁰⁾を結ぶことで、別航路の確保を目指んだ。それに対しシャルルがハフス朝の王（Rex Tunisi）に「王（アル・ムスタンスィール）の霸権の及ぶ港湾からジェノヴァ船籍の排除」を命令し、かつ頻繁に臣下をチュニスに派遣し、その商館を監督させた⁽⁴¹⁾。このにシチリア近海を巡る激しい攻防が見られ、それゆえに港湾行政の強化に迫られたと考えられるのである。

王の関心に影響を受けながら、上記一二七一年の変化を

経て、ついで第二の転機となるのが Ind.5 年、管轄の変化である。もとより M.Po. はセクレトウスと兼任されていたことから、M.Po. の管轄がセクレトウスの管轄区分、すなわち四つのセクレティアによつて区切られていた。しかし一層バルカン情勢が激化するにつれて、特に一二七五年から一二七七年にかけて、その区分が、ウルソを中心とするアブルツツォとプーリア、ヤヌンキウス・デ・パンドーを中心とするプリンチパートとテッラ・ディ・ラボーロとに分けられている。この時期に王国沿岸を東西に区切り管理し始めたことは明らかである。

以上のように、一二七一年に人事上兼任が見られなくなり、次いで一二七五年には管轄区分もセクレトウスとは異なる形で担われるようになつた。確かにカーディルは、M.Po. の管轄が東西に分かれていることを指摘しているが、それ以前はセクレティアに基づいていたこと、行政上の変化が起こっていたことを見逃していた。⁽⁴⁴⁾つまり一二七一年以降に見た兼任体制の変化も指摘できていない。以上のことから、シャルル治下の港湾行政は、絶えず地中海世界と関わり合いで港湾行政を変革してきたことが分かる。これらの外観の変革に加え、次にその職務についても言及していきたい。

職務の変化

一二七八年を跨ぐ Ind.6 年から 7 年にかけて、シャルルの港湾行政にみる二つの変化が指摘できる。このでは、しばしば先行研究で言及されている、M.Po. とオフィキウム・タルシアナトゥーム・ナヴィーギー・エト・ヴァッセツロールム (*Officium tarsianatum navi et vassellorum*、以下タルシアナトゥームと表記)⁽⁴⁵⁾との合流について語られた一二七八年一二月一一日の史料を分析する。

コッラオは、シチリア島部において、M.Po. やタルシアナトゥームが人事的に合流したことや、その職務に変化が起つたと指摘する。⁽⁴⁶⁾この合流は、Ind.6 年から M.Po. を務めていたヨハンネス・デ・レンティーノがタルシアナトゥームの管理運営を任せたことから指摘されてきた。そしてそれに伴い M.Po. がタルシアナトゥームの職務、港湾防衛や艦船軍備に携わるようになつたとして職務の変化が指摘された。

しかしこの転機とされる一二七八年の両役職の合流は、史料を精査したところ、コッラオによつて言及される合流とは違ひ、修正を要する。一二七八年一二月一一日のテクスト冒頭部には、次のように記されている。

「全シチリア島における M.Po. でありプロクラートルであるパスカッロールスとリッカルドゥス・デ・ファ

ルコーネに宛てて。ヨハンネス・デ・レンティーノ

とマテウス・ルフロー・デ・ラヴェッロはシチリアのマギステル・ポルトランヌとプロクラートルの役所（以下、両役所）から除外される。そしてマテウスは、余の王国のシチリアとカラーブリアにおけるタルシアナトゥーム——これは両役所が王の評議会を通して管理していたものだが——からも除外される。故にヨハンネスが一人で、以前は両役所から余の栄誉を通してなされた委託、ここではバイス・アミラートゥスの印の下なされる委託によつて、タルシアナトゥームを一人で運営し、専念するよう⁽⁴⁷⁾」

確かに、ヨハンネスはシチリア島のM.Po.の一人であつたこと、そして一二七八年一二月一一日「以前」においてヨハネスらにタルシアナトゥームの管理が任されていたことから、M.Po.とタルシアナトゥームが「一時的に」合流していたと言えるだろう。しかし同史料冒頭では、ヨハンネスが、バイス・アミラートゥスの下、タルシアナトゥームを一人で管理することが命じられており、タルシアナトゥームはM.Po.と切り離されていたことがわかる。すなわちM.Po.とタルシアナトゥームは一二七八年一二月以前から合流しており、一二七八年一二月に分離したのである。つまり、この役職の合流は漸次的な変化の中で捉えら

れなければならない。

その変化は、M.Po.の機能を分析していくことで自ずと明らかとなる。先の一二七八年一二月一日の史料が注目されたのは、単に上述の人事の問題だけではなく、職務に関する細かな指示が出されているからである。まとめると同史料には以下のように記されている。

①輸出入の際、王あるいは王国のセクレトゥスの許可 (speciali mandato nostro, sigillum nostrum parvum secretum) を求める。

②港での収益は、一般的にはカストウルム・オーヴィとされているが、ナポリの海に面するカストウルム・サルバトーリス（現カステル・デッローヴォ）に集められる。

③船舶は指定の港、すなわち教会、船舶所有者 (comitum、船長)、貴族 (baronum、地方領主) の港を利用しなければならない。

④荷積み及び荷揚げの際、合法違法問わず、大小問わず壺に商品を入れてはならない。

⑤天候不良やその他の災害が原因となり出港あるいは入港が遅れてしまう状況でない限り、合法違法問わず、そのような商品（壺入り）を荷積みあるいは荷揚げしてはならない。

⑥「そなたたちはその官職のために、確固として先のポルトウラナートウス及びプロクラティオーを運営し：港、沿岸や近海、さらには余の所領、加えて教会や諸貴族に属するあらゆる地域が、時に応じてふさわしい人物を配置する」とによつて防衛されるように務めよ。」⁴⁹⁾

アンジュー朝期には、このように職務を示す史料は少ないが、ここにはM.Po.の職務が明確に指示されている。そして引用した⑥は、M.Po.の港湾防衛という軍事面での関与が示されており、従来タルシアナトウームとの合流によつて職務が変化したことの示唆として指摘されてきた。

しかし先ほどM.Po.とタルシアナトウームの関係において、その漸次的な変化を指摘したように、この職務の変化にも同様に時間的な幅があつた。それは、すでに一二七二年以降、M.Po.が港湾防衛及び艦船軍備に関わる軍事面で活躍していたことからわかる。

一二七三年三月一五日、シャルルは、シチリア島でシャルルの代理を務めるヴィカリウスから受け取つた請願に応えて、シチリア島に書簡を送つてゐる。ヴィカリウスの請願内容は、ジェノヴァ船籍の攻撃から港湾を防衛するため、船舶を軍装及び配備すること、新たにポルトウラーヌスを追加配置すること、そして王がそれをM.Po.に命令す

るように要求するものであつた。それを受けてシャルルはシチリア島に新たに二～三人のポルトウラーヌスの追加を命じた。⁵⁰⁾さらに一二七五年、王が当時プーリアとアブルツツォでM.Po.を務めていたウルソに対し、船舶軍備の命令を出している。⁵¹⁾

こうした命令文書の存在は、一二七八年以前から職務の変化が生じていたことを知らせてくれる。すなわちシャルルは、一二七二年以降の諸改革の中で、シチリア王国と地中海世界との政治関係上の問題や王自身の関心から、必要に応じ徐々にM.Po.を変化させてきたのである。したがつて一二七八年一二月一一日の史料は、そうした漸次的な変化の末に、シチリア島のM.Po.がなすべき職務について記されたものとなる。この史料は、変革のひとつ転機を示すのではなく、シャルルが行政の外觀のみならず、職務において漸次的に変化してきたことの証左として重要なのである。

結論

以上がシチリア王国におけるM.Po.に関する素描である。本稿では、比較的古い研究に依拠した王国のM.Po.研究に関して、成立からシャルル治世期まで、王国の政治外

交を踏まへつゝ、行政史料の分析を通して港湾行政を検討した。その結果、田まぐれしく推移する地中海の政治情勢や外交を受けて、第一にM.Po.がセクレトウスから人事上で独立したハリと、第二にシャルルの政策関心を受けてM.Po.独自の管轄が設定されたハリと、そして第三に徵税等の財務行政のみならず艦船軍備等の港湾防衛まで関与したハリ、以上三点の変化が、シャルル治下の港湾行政において、漸次的かつ動的に生じたことが明らかとなつた。それは、地中海交流史の視座に立つならば、シャルルが積極的に港の改革を行つたハリと、そしてその港湾行政を通じてシリリアを中継地とする航路に対し影響力の行使を試みたことを示唆しているのである。

しかし一九世紀以降の王国行政史研究において、主要史料であるRCAが編纂されて久しいが、本研究には「まだ多くの課題が残されている」というのも王国の港湾行政に携わった役職は、本稿が扱つたポルトウラーヌス以外に、港と内地を結びつけるカリカトーネ(Caricatore: 荷積み人・荷主)⁽⁵⁾や艦船の儀装を担い、艦船の軍備修復を担つたプロトントイーー、これらの役職を総合的に捉える必要があるからだ。それに国王の役人以外に、港湾部に力を持つた地方領主との封建関係を含め考察しなければならないだる。紙幅の都合上、本稿は彼らについて詳細な言及はで

めないが、今後ポルトウラーヌスと他の役職を包括的に提示するハリと、王国の港湾行政史研究は一層深化ハルヒとなるだら。

註

- (1) Olivia Remie Constable, *Housing the Stranger in the Mediterranean World: Lodging, Trade and Travel in Late Antiquity and the Middle Ages*, Cambridge, 2003. Sarah C. Davis-Secord, "Sicily and the Mediterranean: Communication Networks and Inter-regional Exchange", Ph.D. of University of Notre Dame, 2007. ハコマヤト・ムーラ・ハヌベトハブルが成した「極端(fnduq)」の分析の成果ムーラ、地中海世界の各地が点々と繋がれるハリとが強調され、その弟子にあたるハイカヤベ=ヤロー・ムーラにて地中海の交流史が検証されている。近年ドサ David Abulafia, "Thalassocracies", Peregrine Horden and Sharon Kinoshita (eds), *A Companion to Mediterranean History*, West Sussex 2014, pp. 139-153. Dominique Valérian, "The Medieval Mediterranean", Ibid, pp. 77-90 ウム! *Idem*, "Les relations entre Italie méridionale, Sicile et Maghreb au moyen âge: autour de trois ouvrages récents", *Méditerranées*, 64 (2013), pp. 173-182 ムーラにて概観くの注目から地中海交流史が描かれてる。
- (2) 壮年西洋社会における港と財政の関係や Neil Middleton, "Early Medieval Port Customs, Tolls and Controls on

Foreign Trade", *Early Medieval Europe*, 13 (2005), pp. 313-358. トムス・ヘンリクス著「^ノ」。

(∞) William A. Percy, "Indirect Taxes of Medieval Kingdom of Sicily", *Italian Quarterly*, 22 (1981), pp. 73-85.

(△) D. Abulafia, *The Two Italies: Economic Relations Between the Norman Kingdom of Sicily and the Northern Communes*, Cambridge, 1977, p. 86. 索編「1111年後半」ノダニテ、ナポリ王國の東地中海政策——ハサコトセシテ諸特權をナーダ——」

『西洋史緯叢』1111年後半「1101年」ノダニテ——1111年。

(△) Liborio Salamone, "L'archivio del Maestro Portulano del regno di Sicilia", *Archivio Storico Messinese*, 73 (1993), pp. 75-77. 1111九年の税制改修、MPo. 1111四年に布

リルベラルト・バハムー主(在位: 1111年-1111年)

の勅令(スル)ノベ1111年の關稅管理廳(Direzione generale dei dazi indiretti) ノ職務移転ヤルモド存続スル。 (6) (在位: 1111六年から1118五年、1118一年から1119年) の本稿における語表記ノハ、史料上の人

物等も役職は統一してナトノ語表記を用シ。土地名は理解ナシベバ、地名を用シ。本稿では例外的にシャルル・ダンジャード(ナトノ語表記)はカロルス・ダンジャード(ステイアゲン・カーナム)と、藤原勝・藤澤俊房訳『シチリアの晩禮』藤原書房、110011年ににおける訳によヒテ最も広く知られた表記である「ハヤル・ダンジャード」を用シ。

(△) Paul Durrieu, *Archives angevines de Naples etude sur les*

registres du roi Charles Ier (1265-1285), Paris, 1887. Michele Amari, *La guerra del vespro siciliano, o un period delle istorie siciliane del sec. XIII*, 2 voll., Paris, Baudry, 1843. (trans. *Histroy of the War of the Vespers*, 3 vols, London, 1850). W. A. Percy, "The Earliest Revolution Against the "Modern State": Direct Taxation in Medieval Sicily and the Vespers", *Italian Quarterly*, 22 (1981), pp. 69-83. ジム・ラルフ V. Mott, *Sea Power in the Medieval Mediterranean: The Catalan-Aragonese Fleet in the War of the Sicilian Vespers*, Miami, 2003 トムス・ヘンリクス著。

(∞) Léon Cadier, *Essai sur l'administration du royaume de Sicile sous Charles Ier et Charles II d'Anjou*, Paris, 1891. Edouard Jordan, *Les origines de la domination angevine en Italie*, Paris, 1909. Emile G. Leonard, *Les angevines de Napolé*, Montrouge, 1954. Giuseppe Galasso, *Il regno di Napoli*. Il mezzogiorno angiono e aragonese in storia d'Italia, Turin, 1992. ルーニー・ミルヘン著「君主たるナポリ朝和ナポリトナ政に基づく統治されたナポリ朝の統治は多くの批判を受けた。その中で、ルーニーの見解は多くの批判を受けた。ルーニーの見解は、ナポリ朝和ナポリトナ政に基づく統治が行われた」と、ルーニーの見解は、主にナポリの研究者による、シカタカラノン朝からの継承が強調されるが、相対化されたと見られる。加えて110世紀後半、ナポリのルーニーが大勢にて、南イタリア(Mezzogiorno)を再評価したガラッソの成果を受け、111世紀後半以後のイタリアで

由明觀るに於ける古典的成果が再検証されたものである。英ノアヤニスの再評価によれば、D. Abulafia, "Charles of Anjou reassessed", *Journal of Medieval History*, 26 (2000), pp. 93-114 を参照。ハチコトの晩禱事件とは、1118年1月末日、ペルルナド生じた暴動を機に、ハチコト島内の広範囲において暴動が展開し、同年八月にアラゴン王家の侵入を招く。10月にてハチコト朝勢力がハチコト島から追放され、王国が滅ぼされた事件である。

(10) L. Cadier, *Essai sur l'administration du royaume de Sicile*, pp. 25-26. Adelaide Baviera Albanese, *L'istituzione dell'ufficio di conservatore del real patrimonio e gli organi finanziari del regno di Sicilia nel sec. 15: contributo alla storia delle magistrature siciliane*, Palermo, 1958, pp. 72-74.

カーティス&トマス・ペークの記述によると、1118年1月2日、ローマ教皇マルクス承認され、これを基礎とする1100年ごろトマス・ペーカーが『トマス・ペークの地図書(Encyclopédie Federiciana)』に "Magister Portulanus" の項目を著した。Pietro Corrao, "L'ufficio del Maestro Portulano in Sicilia fra angioini e aragonesi", in *La società mediterranea all'epoca del Vespro*, vol. 2, Atti di XI congresso di storia della Corona d'Aragona, Palermo-Trapani-Erice (25-30 aprile 1982), Palermo, 1983, pp. 419-431. Beatrice Pasciuta, "Magister Portulanus", *Federico II. Encyclopedia Fridericiana*, vol. 2, Roma, 2005, pp. 241-242.

- (11) M.Po. の日々の業務をつかがく知る史籍は「日本紀」、諸、ルートレインの「英國七年かひ鹽山記」、ペリーの「Archivio di Palermo: Gancia と張繩元と」など。ハチコト島の漁業行政の闇やね取扱は1111年 Real Cancellerie d'Aragon, 1, ff. 38-43, "Capta officii mag. portulanatus regie", Archivio di Stato di Palermo: Catena. ウ 1112年 Real Cancellerie d'Aragon, 1, ff. 22-26, "Capitula officii idem portulanii", Archivio di Stato di Palermo: Catena を覗むべし。
- (12) Pietro Corrao, "I Porti Siciliani nel sistema di comunicazione Mediterranea: identità urbana e ruolo politico-economico", *Villes portuaires de méditerranée occidentale au moyen âge îles et continents, XIIe-XVIIe siècles*, 26 (2015), pp. 185-199 他、1111-1120年間に於けるハチコト島の輪郭地図の幾つか、また地中海の各地域を繋ぐ航路、ハチコト島防衛に關するハーベルトの諭旨などを示す。是れに Hadrien Penet, "Du port à la ville: fonctions portuaires et urbanisation à Messine (Fin XIe- Début XVIIe Siècle)", *Ibid.*, 26 (2015), pp. 201-227 を参照。日本紀に於ける鹽山記
- (13) Gian Luca Borghese, Carlo I d'angio e il mediterraneo; politica, diplomazia e commercio internazionale prima dei vespri, Roma, 2008.
- (14) *I Registri della Cancelleria Angioina*, a cura di Riccardo Filangieri, voll.1-50, Napoli, 1950-2010 (Educa-RCA が収録)

は第一次世界大戦期、ドイツ軍の空襲によつて史料の焼損・混乱をみた。先述のガッラッソの成果に影響を受けて、Archivio di Stato di Napoli “アーチ・シル・ナット・フイレンシス” が回史料の叢纂・整理を始め、今日まで続けられてきた。その成果によつて、停滯してしまったアンジュー朝研究が再び活性化したのである。

(15) A. B. Albanese, *L'istituzione dell'ufficio*, p. 70. ハトコトの慈濟にねらひ徵税せ、シウターネ・マニエ (Dohane Maris) やハース・ポルトウス (Ius Portus) の留保される關稅 (あゆこは入港稅)、やゝし時代がトヘルハース・シウターネ (Ius Dohane) やハース・ハクシムス (Ius Exiture : 特定商品を輸出する際、荷積みすると同時に徵取された輸出稅、あゆこは出港稅) と二つ形で徵收された。ノルマン支配期では、關稅や一般的な輸出稅は存在しなが、後の時代に現る保護貿易的に小麦や大麦などの穀物、または塩などとの特定の商品の輸出入に於いて、課稅する事となつたとされる。

(16) P. Corrao, "L'ufficio del Maestro Portulano", p. 419.

(17) ヘルマハ支那期の行政研究、特に財務行政に關つては、Carlo Alberto Garufi, "Moneta e conii nella storia del diritto siculo dagli Arabi ai Martini I", *Archivio storico siciliano, nuova serie*, 27 (1898), pp. 1-171 & 帰玉摺「十二年編」九二三編、七四一九八三、一一〇四一、一五二二頁、また龍玉摺『中国地中海世界のシチリア王国』東京大学出版、

一九九七年參照。ヘルマハ支那期のボルトウスの職務は Salvatore Cusa, *I diplomi greci ed arabi di Sicilia pubblicati nel testo originale*, 2vols, vol. I, Palermo, 1868, pp. 490-491 による。羅文所めた史料にはシド、シウターナ・テ・セクレタリース・シウターナ・ベローネスの嶠田カネシウス・シ・セアクがボルトウスに諸免稅の開示を用いた。同史料は A. B. Albanese, *L'istituzione dell'ufficio*, p. 71, C. A. Garufi, "Documenti normanni inediti", Documenti per servire alla storia di Sicilia, vol. 18 (1899), Palermo, p. 200 など幅三摺『廿世紀ナコト中國の通稅—歐文也が支那から中国通商—』陳氏大學出版、1101五年、一七六一、一七七四年に紹介される。

(18) *Il Registro della Cancelleria di Federico II del 1239-1240*, a cura di C. C. Vendittelli, Roma, 2002, pp. 223, 731, pp. 643-644. P. Corrao, "L'ufficio del Maestro Portulano", p. 419.

(19) 111年編にねらひ慈濟の徵稅ヘロヤクセ Luigi Genuardi, *Per la storia economica siciliana: l'esenzione dell'ius exiturae in Sicilia nei secoli 13. e 14*, Palermo, 1906 や和訳本訳スルレ A. B. Albanese, *L'istituzione dell'ufficio*, pp. 70-71 による。また、*Ricerche sul principio di legalità nell'amministrazione del regno di Sicilia al tempo di Federico II*, Milano 1964, p. 286 を參照。マサベトス・ヘロ

クリーチルはフレデリクス二世治下に封ぜられ、王国財政における、王国世襲地の管理や諸侯の徴収などの財務を担つてゐた。

- (21) 韶山博『中世纪地中海世界とシチリア王国』一八九頁。セクレティアは、ノルマン支配期から続く行政区画であり、かつて王国に併合された侯（公）領が基礎となつてゐる。アングロ-朝鮮のヤクントハイトに關しては、W. A. Percy, "The revenues of the Kingdom of Sicily under Charles I of Anjou, 1266-1285 and their relationship to the Vespers", Ph.D. of Princeton university, 1964, pp. 141-142 を参照されたい。ソリドは、トマ・トマ・トマーロアントナペー テル・ブルッショを 1 のヤクントハイト、その他に プーリア、カーラブリア、シチリア島を含むセイケ ルトマトを形成してゐる。
- (22) A. B. Albanese, *L'istituzione dell'ufficio*, pp. 47-57.
- (23) Antonino Marrone, "I titolari degli uffici centrali del regno di sicilia dal 1282 al 1390", in *Mediterranea ricerche storiche*, vol. 4 (2005), pp. 342-343. ローマ帝国時代から沿岸の資金（王国財産・国庫）を管理する役職として各地に敷設されたクリオナーレスを御用たる加職。シチリア王国において行政上確立するのは 1110 年であるが、王国における財務の出納を記録する職務を担つた。アングロ-朝鮮における職務は、王国議会の所有する財産的な行政政策上で清算された取支の田録作成となる。
- (24) L. Cadier, *Essai sur l'administration du royaume de Sicile*, p. 25.
- (25) Patricia Skinner, *Medieval Amalfi and Its Diaspora 800-1250*, Oxford, 2013, pp. 145-147.
- (26) Mario Caravale, "Della Marra, Angelo" Dizionario Biografico degli Italiani, Vol. 37 (1989).
- (27) ハヤムニゼー・ザッカ (Zecca : 貨幣局) ゼ Stefano Palmieri, "L'archivio della regia zecca: formazione, perdite documentarie e ricostruzione", in *L'état angevin, pouvoir, culture et société entre XIIIe-XIVe siècle*, Rome, 1998, pp. 417-420 を参照されたい。
- (28) MGH, *Diplomata regum et imperatorum Germaniae XVII Manfred*, n. 149. ハマハトム - ハマベサ - ハマ - ハマ・マミラヌハサコト盧ノムカムヤクルトマムズヌムトハナーメカムの職務 (officium) として記載された。
- (29) Steaven Runciman, *The Sicilian Vespers*, 1958, Cambridge, pp. 135-147.
- (30) ハヤムニゼー諸侯な人物は Peter Herde, "Carlo I d'Angiò, re di Sicilia", Dizionario Biografico degli Italiani, vol. 20 (1977) 参照。Jean Dunbabin, *Charles I of Anjou - power kingship and State-making of Thirteenth Century Europe*, London, 1998 を参照されたい。
- (31) E. G. Leonard, *Les angevines de Naples*, p. 101.
- (32) Ducellier Alain, "Balkan Powers: Albania, Serbia and Bulgaria (1200-1300)", in *The Cambridge History of the Byzantine Empire c. 500-1492*, pp. 796-797.

(33) *Ibid.*, p. 798.

(34) ナカイタ公國の繼承は、息子ハイリップスとナカイア公女マーサの娘イザベルとの結婚の後、後継者なく死んだ場合はハイリップスの父であるシャルルが繼承するが取り決まるに至る（一一六七年ナイトルボ協定）。それに従い一一七七年にハイリップスが死んだ際、翌年シャルルが回々國を繼承した。

(35) G. L. Borghese, *Carlo I d'angio e il mediterraneo*, pp. 73-111. “シャルルのバルカン半島への進出をめぐるボルゲーヤー、シャルルがコルト盧を掌握し続けたリードトマリア海からバルカン半島、アルミニヤムキハラモドロスへ影響を広げ続いたりとも指摘される。

(36) D. Abulafia, *The Western Mediterranean Kingdoms 1200-1500: The Struggle for Dominion*, London, 1997, p. xv (preface).

(37) ミサヌ森上の宛名表記参照：RCA, vol. 7, reg. 29, n. 3, “Scripum est Sergio Pinto de Neapoli, Secreto et magistro Portulano Principatus Terre Laboris et Aprutii etc...”, *Ibid.*, n. 4, “Scripum est Mattheo Rufolo de Secretia et Magistratu Portulanatus Sicilie...”, *Ibid.*, n. 7, “Thomasius judicis Riccardi de Amarfa, Secretus et mag. Portulanus Calabrie...”, *Ibid.*, n. 9, “Nicolaus Frecza de Ravello creatur secretus et mag. Portulanus Apulie.” ハサニト盧サルボヌロドモス・ルセヤクムトマトサキムハ三を挾み根固（Sicilia Citra/ Sicilia Ultra flumen Salsum） じ分かれてゐる” 10

のセクレティアではあるが一人のM.Po.がいたため、両職務を兼任するマドウスが別にM.Po.職だけを担うマドウス・ルグナー・リ・ネアボーフ“かこだ”*Ibid.*, n. 8. “Madius Rubeus de Neapoli, mag. Portulanus Sicilie.”

(38) RCA, vol. 9, reg. 41, n. 32-33. シャルルが各地域のM.Po.を国事議会（Curia Regis）に招集した際、各城のM.Po.の人物の名を挙げている。同時期のセクレティアス職を担う人物を見ると異なる人物が職に就いていたことが明らかである。セクレティアスに関する表一。

(39) マギスナル・ポルトウラナーテウスの運営は “qui gesserint Magister Portulanatus” と表記された。表廿二でggMPIt と表記。

(40) D. Abulafia, *The Two Italies: Economic Relations*

Between the Norman Kingdom of Sicily and the Northern Communes, Cambridge, 1977, pp. 85-122. 番号「111半島後半」における「ナショナル国の中東政策」 111—116頁。ハサニト盧によるイタリア商人に対する様々な特権の付与と轉化、ヘネラル支那觀から行なわれた。

(41) Louis de Mas Latrie, *Traité de paix et de commerce et documents divers concernant les relations des chrétiens avec les Arabes de l'Afrique Septentrionale au moyen âge recueillis par ordre de l'empereur*, Paris, 1866, pp. 122-125. (42) RCA, vol. 10, reg. 69, n. 98. (43) RCA, vol. 13, reg. 70, n. 114, 131, 309, 310. (44) L. Cadier, *Essai sur l'administration du royaume de*

Sicile, pp. 25-26.

(42) Lorence V. Mott, *Sea Power in the Medieval Mediterranean*, pp. 110-111. もとより、海軍を意味する

中國区の領事官の職務は専ら艦船の運航や貿易、出港の統制である。

(43) P. Corrao, "L'ufficio del Maestro Portulano", p. 422.

(44) *RCA*, vol. 21, reg. 87, n. 108, "Scriptum est Pasckarolo de Trano et Riccardo de Falcone de Vigiliis. De fide et

legalitate vestra confisi, amotis Iohanne de Lentino mil. et Matheo Rufulo de Ravello ab officio Magistri Portulanatus et Procurationis Sicilie et eodem Matheo ab officio Tarsianatum navigi et vassellorum Curie nostre Sicilie et Calabrie, que officia ipsi ambo per nostram Curiam exercabant, ita quod ipse Iohannes solus officium ipsum Tarsianatum navigi et vessollorum iuxta commissionem ipsius ambobus dudum per Excellentiam nostram factam sub titulo Vice Ammiratio debeant exercere..."

(45) *RCA*, vol. 21, reg. 89, n. 319. ルネス、マヌエラ、アントニオ

(46) *Ibid.*, "... vos personaliter conferentes officium ipsum Portulanatus et Procurationis in eisdem partibus... exercendo, portus, litora et maritimas omnes ipsarum partium tam demanii nostri quam ecclesiarum comitum et baronum... custodiatis et faciatis... custodiri per idoneos... viros... ad hoc exinde statuendos..."

(50) *Ibid.*, vol. 10, reg. 69, n. 78.

(51) *Ibid.*, vol. 14, reg. 73, n. 133.

(52) Henri Bresc, "Le caricatore méditerranée, fragment d'un espace maritime éclaté (XIe-XVe siècle)", in *Les ports et la navigation en Méditerranée au moyen âge*, Leipzig, 2009, pp. 149-159.

支那艦船

支那艦船の登場は、RCA, vol. 1-26, registri, 1-114 に示す

1266-1268: *RCA*, vol. 1-2, 4-5/ 1268-1269: *RCA*, vol. 1-5, 7/ 1270: *RCA*, vol. 2-4, 6-7/ 1270-1271: *RCA*, vol. 3-8/ 1272-1273: *RCA*, vol. 5, 7-12/ 1273-1274: *RCA*, vol. 9-12, 14-15/ 1274-1276: *RCA*, vol. 11-17/ 1276-1277: *RCA*, vol. 11-20/ 1277-1278: *RCA*, vol. 11, 13-21/ 1278-1279: *RCA*, vol. 18-23/ 1279-1280: *RCA*, vol. 20-25/ 1280-1281: *RCA*, vol. 22-25/ 1281-1282: *RCA*, vol. 24-26.